

11 勤務問題による自殺対策を更に推進する

勤務問題等労働関係におけるメンタルヘルス対策や労働環境等の見直しによる自殺対策を推進します。

中柱	小柱・施策	ページ
(1) 長時間労働の是正に向けた取組みの推進	① 長時間労働の是正に向けた企業等への普及啓発等	212
	◇ 経済団体への要請の実施	212
	◇ セミナー、講演会等の開催	212
	◇ 労働相談の実施	212
	◇ 違法な時間外労働が認められる企業情報の提供	213
(2) 職場におけるメンタルヘルス・ハラスメント対策の推進	① 事業主によるメンタルヘルス対策の促進	214
	◇ メンタルヘルス講演会の開催【再掲】	214
	◇ 職場のハラスメント対策等【再掲】	214
	② 中間管理職、監督者等のメンタルヘルス対策への理解の促進	215
	◇ 職域研修会の実施【再掲】	215
	③ 労働者に対するメンタルヘルス対策の推進	216
◇ 働く人のメンタルヘルス相談の実施【再掲】	216	
(3) 労働環境の改善に向けた広報活動の推進	① 労働者の心身の健康を守るための制度や施策等の知識の普及と啓発	217
	◇ 啓発資料の作成、配布等	217

(1) 長時間労働の是正に向けた取組みの推進

① 長時間労働の是正に向けた企業等への普及啓発等

【現状】

- ・ 近年、長時間労働等、過重な労働を原因とする過労自殺等が大きな社会問題となっています。

【課題】

- ・ 過労自殺は、労働者本人や家族にとって不幸であるばかりでなく、企業や社会にとっても大きな損失になるため、長時間労働を容認する社会的風潮を改め、働き方改革を進めることにより、いきいきと働くことができる社会の実現をめざした取組みを進める必要があります。

【施策】

◇ 経済団体への要請の実施

長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、関係機関と連携し、県内の経済団体に対して、職場環境の改善等を要請します。

◇ セミナー、講演会等の開催

企業の経営者、人事担当者、管理職等を対象にした、セミナーや講演会を開催し、長時間労働の是正等、働き方改革についての理解と意識改革を図ります。

また、労働時間に関する法令等を周知するため、かながわ労働センターにおいて、講座の開催や中小企業への訪問事業を行います。

◇ 労働相談の実施

過重労働の解消等をめざし、かながわ労働センターが関係機関と連携して、労働時間等に関する労働者、経営者等からの労働相談に対応します。

また、過重労働の解消等に係る強化期間を設け、セミナーや街頭労働相談等を集中的に実施します。

- 11 勤務問題による自殺対策を更に推進する
- (1) 長時間労働の是正に向けた取組みの推進

◇ 違法な時間外労働が認められる企業情報の提供

県に寄せられる労働相談のうち、違法な時間外労働が認められる企業の情報を、指導監督権限を有する神奈川労働局へ提供します。

(2) 職場におけるメンタルヘルス・ハラスメント対策の推進

① 事業主によるメンタルヘルス対策の促進

【現状】

- ・ 近年、長時間労働や職場でのハラスメント等により心身の疲労やストレスを感じる労働者が増加し、これを原因とした過労死や過労自殺等が社会問題となるなど、職場におけるメンタルヘルス対策が大きな問題となっています。
- ・ 令和3年度、業務による心理的な負荷がかかったことで精神障害を発病した労災申請の請求件数は171件でした。

【課題】

- ・ 職場におけるメンタルヘルス対策を推進するためには、労働者自身の努力だけでなく、事業主に対して、法定のストレスチェックの実施やハラスメントの防止等、事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの重要性を普及啓発することが必要です。

【施策】

◇ メンタルヘルス講演会の開催【再掲】

事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。

◇ 職場のハラスメント対策等【再掲】

職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行います。

② 中間管理職、監督者等のメンタルヘルス対策への理解の促進

【現状】

- ・ 本県の自殺者数は、勤労世代が多数を占め、令和3年自殺統計では、50歳代が245人と最も多く、40歳代199人、30歳代186人でした。
- ・ 県では、平成18年度から、労働基準監督署単位で企業のメンタルヘルスを担当する職員を対象として、研修会を開催しています。

【課題】

- ・ 企業の中間管理職や監督者等が、従業員のメンタルヘルスについて理解を深める取組むが必要です。

【施策】

◇ 職域研修会の実施【再掲】

保健福祉事務所・センター及び保健所が各地域の労働基準監督署と連携し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象にして開催する研修会を実施します。

③ 労働者に対するメンタルヘルス対策の推進

【現状】

- ・ 近年、業務における心身の疲労やストレスにより精神障害を発症したとする労災請求件数が増加傾向にあるなど、仕事や職場でのストレスを抱える労働者が増加していると考えられます。
- ・ 令和3年度、業務による心理的な負荷がかかったことで精神障害を発病した労災申請の請求件数は171件でした。

【課題】

- ・ 仕事や職場でのストレスを抱える労働者や、その家族、職場の上司・同僚が気軽に相談できる機会を提供することにより、労働者を支援することが必要です。

【施策】

◇ 働く人のメンタルヘルス相談の実施【再掲】

かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施します。

(3) 労働環境の改善に向けた広報活動の推進

① 労働者の心身の健康を守るための制度や施策等の知識の普及と啓発

【現状】

- ・ 労働者の心身の健康を守るため、ストレスチェック制度や労働安全対策等、様々な法制度やルールが設けられ、また、施策等が講じられていますが、必ずしも、使用者、労働者等十分に認識されているとは言えません。

【課題】

- ・ 職場で働く人々の心身の健康を守るための法制度やルール、施策等について使用者・労働者等に普及啓発する必要があります。

【施策】

◇ 啓発資料の作成、配布等

メンタルヘルス対策をはじめとして労働者の心身の健康を守るための法制度やルール、施策等について、使用者・労働者等に普及啓発するため、資料の作成や配布等を行います。